

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7 年 6 月 27 日	
神戸市長 宛	
提出者	
住所 大阪市中央区北久宝寺町 3 - 6 - 1	
氏名 株式会社鴻池組 大阪本店 取締役専務執行役員本店長 川口 昭則	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6245-6319	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社鴻池組 大阪本店
事業場の所在地	大阪市中央区北久宝寺町 3 - 6 - 1
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業(06総合建設業)
②事業の規模	294,407百万円(2024度完成工事高)
③従業員数	1,923名(2024年12月31日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・工事事務所毎に、産業廃棄物処理委託契約書を収集運搬業者、産業廃棄物処理(中間・最終)業者と各々締結する。 ・分別を行つた産業廃棄物の種類毎にマニフェストを発行し、処理を委託する。(原則的には電子マニフェスト) ・委託した産業廃棄物は、中間処理施設を経てリサイクル又は最終埋立処分が行われる。 ・中間処理施設と最終処分場との委託契約及びマニフェストの発票は、中間処理業者が行っている。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	計画書 別添 1 による
	排出量	
	(これまでに実施した取組) ・再資源化できる、特別管理産業廃棄物については、再資源化に対応している業者へ処理を委託	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	計画書 別添 1 による
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) ・上記現状の取り組みを更に幅広く導入推進・強化する。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・再資源化出来る特別管理産業廃棄物については、分別を実施する
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記現状の取り組みを更に幅広く導入推進・強化する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	計画書 別添 1 による
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組） ・実績なし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	計画書 別添 1 による
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組） ・今後も計画なし	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	計画書 別添 1 による
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	
（これまでに実施した取組） ・実績なし		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	計画書 別添 1 による
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	
（今後実施する予定の取組） ・工事受注に合わせて検討する		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	計画書 別添 1 による
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) ・実績なし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	計画書 別添 1 による
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) ・実績予定なし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	計画書 別添 1 による
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、 電子契約または書面による契約を実施している。	

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	計画書 別添 1 による
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組みを更に強化する。	
電子情報処理組織の使 用に関する事項	【前年度（令和6年度実績）】	
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	151.79 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、委託前に収集運搬業者及び処分業者が適切な業者で あることの確認を行う。また、処分場に赴き確認を実施する。	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別添 2

特別管理産業廃棄物処理計画書

株式会社鴻池組 大阪本店

現状：前年度（令和6年度）実績量
計画：今年度（令和7年度）計画量

単位：トン／年

特別管理 産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+ ⑧)		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により 減量する産業廃棄物 の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海 洋投入処分を行う産 業廃棄物の量 (前年度実績値の③+ ⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者 への 処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者へ の 処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
7000 引火性廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7010 引火性廃油(有害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7100 強酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7110 強酸(有害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7200 強アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7210 強アルカリ(有害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7300 感染性廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7310 廃プラスチック類(感染性)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7320 ゴムくず(感染性)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7330 金属くず(感染性)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7340 ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず(感染性)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7411 廃PCB等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7412 PCB汚染物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7413 PCB処理物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7421 廃石綿等	96.3	80	0	0	0	0	0	0	0	0	96.3	80	96.3	80	0	0	0	0	0	0
7422 指定下水汚泥	23.57	20	0	0	0	0	0	0	0	0	23.57	20	23.57	20	0	0	0	0	0	0
7423 銹さい(有害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7424 燃えがら(有害)	31.92	20	0	0	0	0	0	0	0	0	31.92	20	31.92	20	0	0	0	0	0	0
7425 廃油(有害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7426 汚泥(有害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7427 廃酸(有害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7428 廃アルカリ(有害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7429 ばいじん(有害)	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	27.9	80	27.9	80	0	0	0	0	0	0
7430 13号廃棄物(有害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7900 その他の特別管理産業廃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	151.79	200	0	0	0	0	0	0	0	0	179.69	200	179.69	200	0	0	0	0	0	0

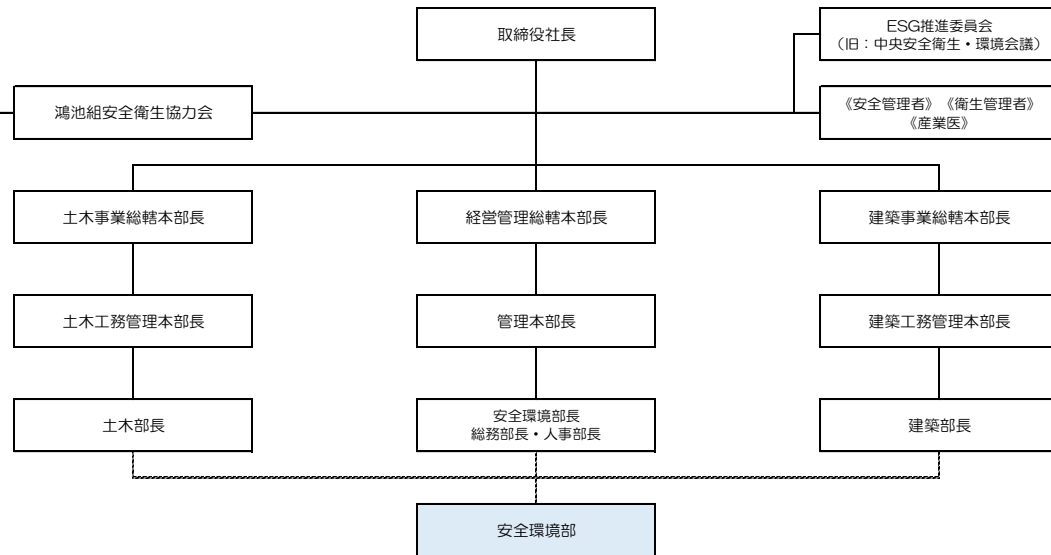
別添2 管理体制図

株式会社鴻池組 大阪本店

2025.1.1 改正

(株)鴻池組安全衛生・環境管理組織機構図

【本社機構】



【本・支店機構】

